「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の見直しについて（案）

平成21年12月18日
農林水産部

「新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」が本年5月で施行後3年を経過したため、施行状況の検討を行った。
その結果、現在の条例見直しを要する新たな科学的知見が得られていないこと、平成19年度以降に県内における遺伝子組換え作物の栽培の動きがないことを踏まえ、現段階での条例の見直しは行わないこととする。

1 新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例について

○平成18年3月制定、同年5月に施行
○施行後3年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしている。

2 条例施行後の遺伝子組換え作物の栽培状況

（1）許可申請・届出件数

	許可申請	届出	備考
18年度	0件	1件	（独）北陸研究センターからの組換えイネ栽培試験
19年度	0件	0件	
20年度	0件	0件	
21年度	0件	0件	平成21年１１月末現在

（2）平成18年度の事案について

①届出者：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター北陸研究センター
②栽培作物：イネ
③にいがた食の安全・安心審議会の対応：遺伝子組換え作物に関する専門部会による届出内容の審査、現地調査の実施、専門部会長による組換えイネの収穫への立ち会い等により試験が適正に実施されたことを確認。

		県などの動き	北陸研究センターの動き
18年度	5月		北陸研究センターからの組換え作物栽培の届出
	6月	にいがた食の安全・安心審議会 遺伝子組換え作物に関する専門部会における届出調査審議	
	7月		北陸研究センターほ場で、遺伝子組換えイネ栽培実験の田植え
	9月	専門部会による現地調査	「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」
	10月		実験終了
	11月	交雑は認められなかったことを確認	
	3月	にいがた食の安全・安心審議会へ専門部会から報告	

参考資料

新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例及び措置基準等の概要

目 的

遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入を防止することにより生産・流通上の混乱を防止。

遺伝子組換え作物に対する県民の不安の解消を図るとともに、県産農産物に対する消費者の信頼の確保を図る。

対 象

遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制。

なお、栽培期間は1年以内。

規 制

	一般栽培	試験栽培
許認可等	知事への許可申請 許可にあたっては予めにいがた食の安全・安心審議会の意見を聞くこと。	知事への届出
説明会の開催	当該ほ場付近で一般作物を栽培する者等に実施	同左
栽培者の遵守事項	①責任者の設置 ②交雑・混入防止措置の適正な維持 ③遺伝子組換え作物の処理・出荷状況の記録と保管（2年間） ④交雑の有無を確認するための措置、確認結果の報告 ⑤交雑・混入発生時における拡大防止措置	同左
処分等	勧告 許可の取り消し、条件の変更 必要な限度での栽培中止命令、交雑混入措置の変更命令	勧告
県民への情報提供	許可申請内容 処分等をした場合はその内容	届出内容 勧告をした場合はその内容
報告徴収	必要な限度において、交雑混入防止措置の実施状況の報告要求又は職員の立入検査。	
罰則	無許可又は虚偽申請での栽培に対し1年以下の懲役又は50万円以下の罰金　等	無届出での栽培等に対し50万円以下の罰金

交雑混入防止措置の基準

①交雑防止措置

（１）隔離距離

遺伝子組換え作物	距　離
イネ	57m以上（注１）
ダイズ	20m以上
トウモロコシ(注2)	1,200m以上
その他の作物(注3)	1,200m以上

注1：周辺の同種作物と出穂期の差を2週間以上確保。もしくは花粉の生成・飛散防止を併せて措置。
注2：食品安全性承認作物及び飼料安全性承認作物に限る。
注3：隔離距離を定めるまでの暫定基準。

（２）隔離距離による交雑防止措置ができない場合は、できる限り隔離するとともに開花前の摘花、花粉の飛散防止措置等実施。

②混入防止措置

種子・種苗の管理等

栽培に使用する機械器具類及び施設の洗浄・清掃など適切な取り扱い

③収穫物の管理

他の収穫物と区分した保管・管理等

④同種の一般作物の収穫物の管理等

交雑の確認措置終了まで、隔離距離に5m加えた距離の範囲内の一般作物を、他の収穫物から隔離して管理。

⑤組換えほ場における後作の収穫物の取扱い

遺伝子組換え作物栽培ほ場の次期作又は次年度作の収穫物は、一般作物に混入しない明確な理由がある場合を除き、遺伝子組換え作物の収穫物と同様の措置をとる。